

# 令和5年度(令和4年分)所得控除額比較表

区分	所得税	住民税(市民税・県民税)		
雑 損	A・Bのいずれか多いほうの金額 A=(損害金額-保険金等の補てん金額)-総所得金額等の合計額×10% B=災害関連支出の金額-5万円			
医 療 費	(支払った医療費-保険金等の補てん金)-(10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額) ※セルフメディケーション税制適用時は (医薬品等の購入費-保険金等の補てん金)-12,000円			
社 会 保 険 料	支払った金額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額			
生 命 保 険 控 除	25,000円まで	支払保険料の金額	15,000円まで	支払保険料の金額
	25,001円~50,000円まで	支払保険料×1/2+12,500円	15,001円~40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円
	50,001円~100,000円まで	支払保険料×1/4+25,000円	40,001円~70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円
	100,000円を超える	50,000円	70,000円を超える	35,000円
	20,000円まで	支払保険料の金額	12,000円まで	支払保険料の金額
	20,001円~40,000円まで	支払保険料×1/2+10,000円	12,001円~32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円
	40,001円~80,000円まで	支払保険料×1/4+20,000円	32,001円~56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円
	80,000円を超える	40,000円	56,000円を超える	28,000円
	最高限度額	生命保険(一般)・個人年金保険に関して、旧契約と新契約の両方で控除の適用を受ける場合 旧契約の控除額と新契約の控除額の合計額の上限は所得税:40,000円 住民税:28,000円 ただし、旧契約の控除額が所得税:40,000円 住民税:28,000円を超える場合は、旧契約の控除額のみを適用できます。		
		一般分+個人年金分+介護医療分	120,000円	一般分+個人年金分+介護医療分
地 震 保 険 料	◎地震保険料 支払保険料の金額(最高限度額 50,000円)		◎地震保険料 支払保険料の金額×1/2(最高限度額 25,000円)	
	◎長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)		◎長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)	
	10,000円まで	支払保険料の金額金額	5,000円まで	支払保険料の金額金額
	10,001円~20,000円まで	支払保険料×1/2+5,000円	5,001円~15,000円まで	支払保険料×1/2+2,500円
	20,000円を超える	15,000円	15,000円を超える	10,000円
	地震+長期	最高限度額 50,000円	地震+長期	最高限度額 25,000円
	ただし一つの契約が地震保険契約・長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、選択によりいずれか一つの契約に該当するものとして控除額の計算を行います。			
障 害 者	普通障害	27万円	26万円	
	特別障害	40万円	30万円	
	特別障害同居加算	35万円	23万円	
寡 婦		27万円	26万円	
ひ と り 親		35万円	30万円	
勤 労 学 生	前年の合計所得金額が75万円以下の方	27万円	26万円	
扶 養	年少 (平成19年1月2日以後の生まれ)	0万円	0万円	
	一般	38万円	33万円	
	特定 (平成12年1月2日から平成16年1月1日の生まれ)	63万円	45万円	
	老人 (昭和28年1月1日以前の生まれ)	48万円	38万円	
	同居老親 ( " )	58万円	45万円	
基 礎 控 除	合計所得金額2,400万円以下	48万円	43万円	
	合計所得金額2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円	
	合計所得金額2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円	

## ○配偶者控除(納税義務者に所得制限あり)

納税義務者の合計所得金額	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1000万円以下		1000万円超
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	
配偶者の合計所得金額48万円以下							
控除対象配偶者	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	対象外
老人控除対象配偶者(昭和28年1月1日以前の生まれ)	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円	

## ○配偶者特別控除(納税義務者に所得制限あり)

納税義務者の合計所得金額	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1000万円以下		1000万円超
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	
配偶者の合計所得金額							
480,001円~950,000円	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	対象外
950,001円~1000,000円	36万円	33万円	24万円	22万円	12万円	11万円	
1000,001円~1050,000円	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円	
1050,001円~1,100,000円	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円	
1,100,001円~1,150,000円	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円	
1,150,001円~1,200,000円	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円	
1,200,001円~1,250,000円	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円	
1,250,001円~1,300,000円	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円	
1,300,001円~1,330,000円	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円	
1,330,001円以上	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

## ●扶養控除の対象となる方の要件

前年12月31日の現状において、配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)等で生計を一にしており前年分の合計所得金額が48万円以下の方。

※青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けている方、白色申告者の事業専従者の方は除きます。

## ●障害者控除・特別障害者控除の対象となる方の要件

	障害者控除	特別障害者控除
身体障害者手帳	3級以下	1級・2級
精神障害者保健福祉手帳	2級・3級	1級
療育手帳	右記以外の人	障害程度が「A」等と記載あり
その他	65歳以上で障害者に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている人	常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある65歳以上で特別障害者に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている

## ●寡婦・ひとり親控除の対象となる方の要件

合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがない方のうち、下記の方

ひとり親	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明で、総所得金額が48万円以下の生計を一にする子(※1)がいること
寡婦	上記の「ひとり親」に当たらず、以下のいずれかに該当していること ◆夫と死別した後婚姻していないか夫が生死不明である ◆夫と離別した後婚姻しておらず、扶養親族(※2)を有している

※1 ※2 他の人の同一生計配偶者や扶養親族に入っていない方

○ 市県民税(住民税)の計算について

市県民税(住民税)は、その年の1月1日に古賀市に居住がある方に対し、前年(1月1日~12月31日)の収入状況に応じ、均等割と所得割の合計額により算出され課税されます。

※ここでの扶養者の人数には所得制限はありません

**均等割** 税額：5,500円(市：3,000円、県：1,500円)

※2023年まで東日本大震災復興基本法により1,000円が加算されています。

対象者：前年の合計所得金額が以下の基準額を超える方

扶養者がいない場合 415,000円

扶養者がいる場合 315,000円×(本人+扶養者の人数)+100,000円+189,000円

**所得割** 税額：(前年の所得額-前年の所得控除額)×税率(県：4% 市：6%)

※上記より税額控除や調整控除額を差し引きます。

対象者：前年の総所得金額が以下の基準額を超える方

扶養者がいない場合 450,000円

扶養者がいる場合 350,000円×(本人+扶養者の人数)+100,000円+320,000円

ただし、下記に該当する方は非課税となります。

- ・生活保護の規定による生活扶助を受けている方
- ・障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方

○ 公的年金等の所得金額速算表

65歳未満(その年の1月1日時点)		65歳以上(その年の1月1日時点)	
年金の収入(年間)	所得額	年金の収入(年間)	所得額
1,300,000円以下	収入-600,000円	3,300,000円以下	収入-1,100,000円
1,300,001円~4,100,000円	収入の25%+275,000円	3,300,001円~4,100,000円	収入の25%+275,000円
4,100,001円~7,700,000円	収入の15%+685,000円	4,100,001円~7,700,000円	収入の15%+685,000円
7,700,001円~10,000,000円	収入の5%+1,455,000円	7,700,001円~10,000,000円	収入の5%+1,455,000円
10,000,001円以上	1,955,000円	10,000,001円以上	1,955,000円

※公的年金以外の所得金額が1,000万円を超える方は、この速算表で計算ができません。

詳細は「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご参照ください。

※給与所得など他の収入の所得計算は「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご参照ください。

○ 申告に必要なもの

- ◆源泉徴収票や給与証明書(給与や年金等のご収入がある方)
- ◆収支内訳書と帳簿や経費の領収書等(営業所得や不動産所得等のご収入がある方)
- ◆国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料および介護保険料の領収書
- ◆国民年金保険料控除証明書
- ◆生命保険、地震保険の控除証明書
- ◆医療費控除の明細書  
(事前に作成してきてください。領収書の添付は必要ありませんが5年間は自宅保管。)
- ◆心身に障害がある方は障害者手帳等。
- ◆マイナンバーが分かるもの、本人確認書類  
(例1：マイナンバーカード)  
(例2：マイナンバーの通知カードと運転免許証)

**【お問い合わせ】**  
古賀市役所市税課市民税係  
住所：古賀市駅東1-1-1  
電話：092-942-1126

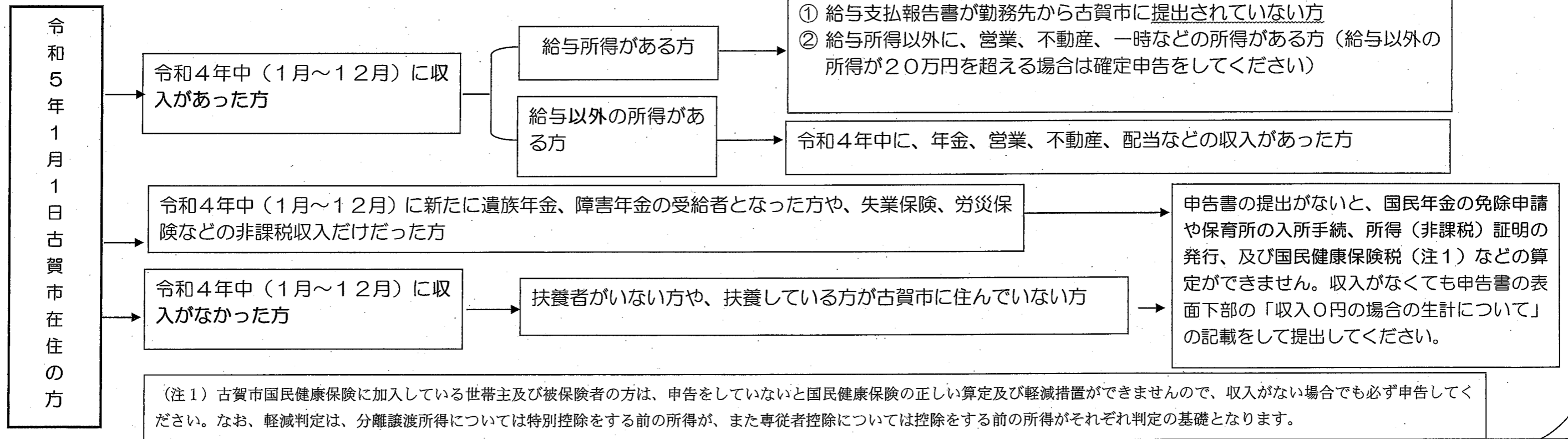
# 令和5年度（令和4年分） 市民税・県民税申告の手引き

## 【 市民税・県民税申告をする必要がない方 】

- ① 所得税の確定申告を済ませた方
- ② 給与収入だけで勤務先からすでに給与支払報告書の提出がある方（勤務先の給与担当者に確認してください。アルバイト、パート収入も同様です）
- ③ 所得金額が41万5千円以下の方

※ ただし、国民健康保険加入者は収入がなくても申告が必要です。また所得証明などが必要な方も同様です。

## 【 市民税・県民税申告をしなければならない方 】



### 申告当日に必要な書類等（無いと申告ができません）

- 収入がわかるもの** ・ 給与、年金（企業年金も含む）等の源泉徴収票  
・ 不動産所得・農業所得・営業所得を有する方は収支内訳書が必要です
- 控除がわかるもの** ・ 生命保険料等控除証明書 ・ 社会保険料控除証明書 ・ 寄附金控除がある方は、寄附金の領収書  
・ 医療費控除がある方は「医療費の明細書」 ・ 本人、被扶養者の障害者手帳等（お持ちの場合）
- その他** ・ 申告者ご本人および被扶養者のマイナンバーが分かるもの ・ 本人確認ができるもの（運転免許証など）

### 予約制 申告期間 2月14日(火)～3月10日(金)

※ 農業、事業、不動産所得がある人は 2月16日(木)～3月10日(金)

※ 土・日・祝日の受付はありません

裏面「申告書の書き方」を参考にして、申告書に記入のうえ、3月15日までに必ず提出しましょう。仕事や病気などで来庁できない方は、申告書を記入し添付書類を同封のうえ郵送してください。

- 申告会場 古賀市役所 第2庁舎 5階
- 受付時間 午前9時～12時 午後1時～4時

